

半 期 報 告 書

(第13期中)

自 平成29年 4 月 1 日

至 平成29年 9 月 30 日

東日本高速道路株式会社

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

第13期中 半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【業績等の概要】	5
2 【生産、受注及び販売の状況】	7
3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	7
4 【事業等のリスク】	7
5 【経営上の重要な契約等】	7
6 【研究開発活動】	7
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	8
第3 【設備の状況】	11
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	11
2 【道路資産】	12
第4 【提出会社の状況】	14
1 【株式等の状況】	14
2 【株価の推移】	15
3 【役員の状況】	15
第5 【経理の状況】	16
1 【中間連結財務諸表等】	17
2 【中間財務諸表等】	47
第6 【提出会社の参考情報】	59
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	60
第1 【保証会社情報】	60
第2 【保証会社以外の会社の情報】	60
1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】	60
2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】	63
3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】	64
第3 【指数等の情報】	66

中間監査報告書

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年12月26日

【中間会計期間】 第13期中(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

【会社名】 東日本高速道路株式会社

【英訳名】 East Nippon Expressway Company Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 廣 瀬 博

【本店の所在の場所】 東京都千代田区霞が関三丁目3番2号

【電話番号】 03-3506-0111(代表)

【事務連絡者氏名】 経理財務部長 鈴木 啓 之

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区霞が関三丁目3番2号

【電話番号】 03-3506-0111(代表)

【事務連絡者氏名】 経理財務部長 鈴木 啓 之

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第11期中	第12期中	第13期中	第11期	第12期
会計期間	自 平成27年 4月1日 至 平成27年 9月30日	自 平成28年 4月1日 至 平成28年 9月30日	自 平成29年 4月1日 至 平成29年 9月30日	自 平成27年 4月1日 至 平成28年 3月31日	自 平成28年 4月1日 至 平成29年 3月31日
営業収益 (百万円)	476,430	478,079	500,003	1,077,149	1,034,522
経常利益 (百万円)	35,648	45,331	31,878	20,332	22,092
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益 (百万円)	23,153	31,212	41,190	14,221	24,231
中間包括利益又は 包括利益 (百万円)	23,647	37,124	46,994	△9,476	32,741
純資産額 (百万円)	201,915	205,916	248,528	168,792	201,533
総資産額 (百万円)	1,094,958	1,375,896	1,699,113	1,220,809	1,481,981
1株当たり純資産額 (円)	1,923.00	1,961.11	2,366.93	1,607.54	1,919.37
1株当たり中間(当期)純利 益金額 (円)	220.51	297.26	392.28	135.44	230.77
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	18.4	14.9	14.6	13.8	13.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△169,749	△162,287	△148,985	△109,142	△211,413
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△14,852	△11,188	△52,367	△29,915	△72,923
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	194,661	234,860	250,938	219,750	266,480
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	74,402	206,418	176,762	145,034	127,178
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕 (人)	14,077 〔2,305〕	14,464 〔2,258〕	14,721 〔2,253〕	14,176 〔2,656〕	14,388 〔2,644〕

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は〔 〕内に各期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第11期中	第12期中	第13期中	第11期	第12期
会計期間	自 平成27年 4月1日 至 平成27年 9月30日	自 平成28年 4月1日 至 平成28年 9月30日	自 平成29年 4月1日 至 平成29年 9月30日	自 平成27年 4月1日 至 平成28年 3月31日	自 平成28年 4月1日 至 平成29年 3月31日
営業収益 (百万円)	457,422	460,021	481,750	1,041,729	1,001,139
経常利益 (百万円)	36,691	47,528	36,850	14,823	17,144
中間(当期)純利益 (百万円)	24,791	32,553	46,373	11,219	20,587
資本金 (百万円)	52,500	52,500	52,500	52,500	52,500
発行済株式総数 (千株)	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000
純資産額 (百万円)	166,616	185,540	219,991	153,025	173,618
総資産額 (百万円)	1,052,583	1,328,311	1,649,232	1,179,465	1,434,575
1株当たり純資産額 (円)	1,586.82	1,767.05	2,095.15	1,457.38	1,653.50
1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	236.10	310.03	441.65	106.85	196.07
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	15.8	13.9	13.3	12.9	12.1
従業員数 (人)	2,229	2,259	2,270	2,216	2,229

- (注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容に重要な変更はありません。

なお、道路休憩所事業において、(株)ネクセリア・シティフード(連結子会社)が、平成29年4月1日付けで(株)ホームワークス及び(株)一平を吸収合併しております。

この結果、平成29年9月30日現在では、当社の関係会社は、子会社24社及び関連会社7社となります。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、(株)ネクセリア・シティフード(連結子会社)が、平成29年4月1日付けで(株)ホームワークス及び(株)一平を吸収合併しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成29年9月30日現在)

セグメントの名称	従業員数(人)
高速道路事業	13,223 [777]
受託事業	
道路休憩所事業	1,152 [1,476]
その他	
全社(共通)	346
計	14,721 [2,253]

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は [] 内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。
2. 高速道路事業及び受託事業、道路休憩所事業及びその他については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。
3. 全社(共通)には、特定のセグメントに区分できない経営企画、総務、人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

(平成29年9月30日現在)

従業員数(人)
2,270

- (注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における日本経済は、企業収益や雇用・所得環境が継続的に改善する中で、設備投資や個人消費についても緩やかに持ち直し、更には平成28年度第2次補正予算等政府による各種経済対策の効果等もあって、緩やかな景気回復基調が続きました。

このような事業環境のもと、当社は、グループ一体経営を推進しつつ、経営方針である「お客さま第一」、「公正で透明な企業活動」、「終わりのなき効率化の追求」、「チャレンジ精神の重視」及び「CSR経営の推進」を常に念頭に置きながら、お客さまに安全・安心・快適・便利な高速道路空間を提供すべく、コンプライアンス体制やリスクマネジメント体制に基づき、適正かつ効率的に業務を遂行してまいりました。

加えて、当社グループでは、当社設立から20年後にあたる平成37年(2025年)に達成したい姿を描いた「グループ長期ビジョン2025」の実現に向け、新たに策定した「NEXCO東日本グループ中期経営計画(平成29～32年度)」の初年度として、着実に事業を実施してまいりました。

この結果、当中間連結会計期間の業績は、営業収益が500,003百万円(前年同期比4.5%増)、営業利益が30,080百万円(同31.4%減)、経常利益が31,878百万円(同29.6%減)となり、これに特別損益及び法人税等を加減した結果、親会社株主に帰属する中間純利益は41,190百万円(同31.9%増)となりました。

なお、セグメント別の業績は、次のとおりであります。

(高速道路事業)

高速道路事業においては、安全で快適な走行環境を確保するため、道路機能の向上、清掃や点検、道路の補修等の管理を適正かつ効率的に行うとともに、高速道路ネットワークの早期整備に向け高速道路の新設及び改築に取り組んできました。

高速道路における特定更新等工事(橋、トンネルその他の高速道路を構成する施設又は工作物で、損傷、腐食その他の劣化により高速道路の構造に支障を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通省令で定めるものに係る当該施設若しくは工作物の更新に係る工事又はこれと同等の効果を有すると認められる工事をいいます。以下同じです。)については、平成27年度より事業に着手し、引き続き同事業の推進に向け、必要な各種調査・設計を進めるとともに計画的に工事を進めてきました。また、道路構造物の劣化に多大な影響を与え、重大な交通事故を惹起するおそれのある車両制限令違反車両に対する取締強化及び通行料金割引停止措置や、車両重量自動計測装置の整備を進めています。

さらに、高速道路の長期的な「安全・安心」の確保のため取り組んできた「スマートメンテナンスハイウェイ(SMH)」について、一部のシステム開発が完了したため、下期から佐久管理事務所のほか管内5つのモデル事務所へ展開を図ります。

また、交通事故削減に向け、高速道路での逆走事故ゼロを目指しハード対策・ソフト対策を継続的に実施するとともに、更なる逆走対策を推進するため企業等から公募した逆走検知や抑制に係る技術の実地検証を開始したほか、対面通行区間における突破・正面衝突事故の防止に向け、ワイヤロープの試行区間への設置を終え運用を開始しました。

高速道路の料金においては、ETC周遊割引「ドラ割」で初めて二輪車限定の「首都圏ツーリングプラン」を発売しました。また、「2017東北観光フリーパス」等の販売期間やプラン内容の充実を図ったほか、スマートインターチェンジ(以下「スマートIC」といいます。)の新設工事を順次進める等、更なるお客さまの利便性向上と地域との連携強化を図っています。このほか、福島第一原子力発電所事故により警戒区域等から避難されている方を対象として平成23年6月から国の施策に基づき開始した高速道路の無料措置(注1)を当中間連結会計期間においても継続するとともに、福島第一原子力発電所事故による母子避難者等を対象とした高速道路の無料措置(注2)についても継続しました。

高速道路の新設事業については、東京外環自動車道や首都圏中央連絡自動車道の首都圏ネットワークを形成する環状道路の整備等、147kmの区間において実施しました。また、4車線化拡幅等の改築事業については、上信越自動車道信濃町インターチェンジ(以下「IC」といいます。)-上越ジャンクション(以下「JCT」といいます。)や常磐自動車道いわき中央IC～広野IC等118kmの区間で実施しました。加えて、独立行政法人日本高速道路保有・債務

返済機構(以下「機構」といいます。)に帰属する道路資産に係る事業費の一部を無利子貸付金として補助する制度によるスマートIC新設等については、15箇所を実施しました。

こうしたなか、当中間連結会計期間の料金収入は、首都圏中央連絡自動車道の新規開通による交通量増加等により437,055百万円(前年同期比3.3%増)となりました。また、営業収益は道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)(以下「特措法」といいます。)第51条第2項及び第4項の規定に基づき、機構に帰属した道路資産の額が22,510百万円(同27.7%増)となったこと等により463,194百万円(同4.3%増)となりました。営業費用は、機構に帰属した道路資産の額の増加に伴い売上原価が増加したことに加え、機構と締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」(以下「協定」といいます。)に基づき機構に支払う道路資産賃借料が305,203百万円(同8.8%増)となり、435,442百万円(同8.3%増)となりました。以上の結果、営業利益27,752百万円(同34.1%減)となりました。

- (注) 1. 福島第一原子力発電所事故により国として避難を指示又は勧奨している区域等から避難されている方を対象とした生活再建に向けた一時帰宅等の移動の支援を目的として実施している無料措置をいいます。この無料措置は特定のICを入口又は出口とする走行に対して適用され、平成30年3月31日までの予定で継続されております。
2. 福島第一原子力発電所事故により警戒区域等を除く福島県浜通り・中通り等の対象地域から避難して二重生活を強いられている母子等及び対象地域内に残る父親等を対象とした生活支援を目的として実施している無料措置をいいます。この無料措置は母子等避難先の最寄りICと父親等居住地の最寄りIC間の走行に対して適用され、平成30年3月31日までの予定で継続されております。

(受託事業)

受託事業においては、国及び地方公共団体の委託に基づく工事が進捗したこと等により営業収益は15,551百万円(前年同期比19.4%増)となり、営業費用は15,603百万円(同19.1%増)となりました。以上の結果、営業損失は52百万円(前年同期は営業損失76百万円)となりました。

(道路休憩所事業)

道路休憩所事業においては、サービスエリア(以下「SA」といいます。）・パーキングエリア(以下「PA」といいます。)をより魅力ある空間として楽しんでもらえるものとするため、平成29年4月25日に道央自動車道輪厚PA(上り線)を、地域性・旅の楽しみを凝縮した「ドラマチックエリア」としてリニューアルし、これまで商業施設の無かったPAにはお客さまへのサービス・利便性の向上のため商業施設を新設して、平成29年4月28日に上信越自動車道千曲川さかきPA(上下線)、平成29年8月3日に常磐自動車道四倉PA(下り線)を新規オープンしました。また、SA・PA周辺の地域の方々にも商業施設をご利用いただけるよう、一般道からのお客さま出入口としてウォークインゲートを新たに東北自動車道鏡石PA(上り線)等3箇所を整備する等、着実に事業を進めてきました。

こうしたなか、商業施設の新設や、5月の大型連休期間中の日並び及び好天等の影響のため店舗売上高が増加したこと等により、営業収益は22,896百万円(前年同期比0.7%増)、営業費用は20,433百万円(同1.9%減)となりました。以上の結果、営業利益は2,463百万円(同30.7%増)となりました。

(その他)

外販事業等により、営業収益は1,028百万円(前年同期比49.0%増)、営業費用は1,127百万円(同45.4%増)となりました。以上の結果、営業損失99百万円(前年同期は営業損失85百万円)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前中間純利益59,926百万円に加え、減価償却費12,189百万円等の資金増加要因があった一方、たな卸資産の増加額108,281百万円、仕入債務の減少額59,474百万円等の資金減少要因があったことから、営業活動によるキャッシュ・フローは148,985百万円の資金支出(前年同期比13,302百万円減)となりました。

なお、上記たな卸資産の増加額のうち105,077百万円は、特措法第51条第2項及び第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加によるものであります。かかる資産は、中間連結貸借対照表上は「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

有価証券の売却による収入62,100百万円、定期預金の払戻による収入87,000百万円等があった一方、料金收受機械、ETC装置等の設備投資による支出9,535百万円、有価証券の取得による支出91,986百万円及び定期預金の預入による支出100,000百万円等があったことから、投資活動によるキャッシュ・フローは52,367百万円の資金支出(前年同期比41,179百万円増)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

道路建設関係社債の発行による収入236,355百万円及び長期借入れによる収入15,333百万円等があったことから、財務活動によるキャッシュ・フローは250,938百万円の資金収入(前年同期比16,077百万円増)となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高は、176,762百万円(前年同期末比29,655百万円減)となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」においてセグメント別の業績に関連付けて記載しております。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当中間連結会計期間において、当社グループの経営方針及び対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たに発生した「事業等のリスク」はありません。

5 【経営上の重要な契約等】

(機構と締結する協定について)

当社及び機構は、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。)第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した協定について、スマートIC(東北縦貫自動車道弘前線菅生スマートIC他3箇所)の事業追加等に伴い、平成29年8月4日付けで協定の一部を変更しており、平成29年度以降の計画収入、計画管理費及び貸付料並びに新設・改築費、修繕費、特定更新等工事及び災害復旧費に係る債務引受限度額がそれぞれ変更されております。

6 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路事業に係る技術開発を中心に行っております。かかる技術開発の重点テーマは、安全を最優先した技術開発として「SMHの実現」、「交通安全対策」及び「雪氷対策」であり、当中間連結会計期間の研究開発費の総額は、609百万円であります。

また、当社、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)の3社は、①3社共通の技術課題への対応、②集約による技術力の確保と向上、③人的資産を含む技術資産の活用を図るため、(株)高速道路総合技術研究所(持分法適用関連会社)に3社の調査・研究開発に関する業務を委託しております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、半期報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご注意ください。

(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について

① 高速道路事業の特性について

高速道路事業においては、協定及び特措法の規定による事業許可に基づき、機構から道路資産を借り受けた上、道路利用者より料金を収受、かかる料金収入を機構への道路資産賃借料及び当社が負担する管理費用の支払いに充てております。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の収受する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされております。なお、各会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があります、かかる利益は、高速道路事業における将来の経済情勢の変動や自然災害等のリスクに備え、積み立てることとしております。

また、高速道路事業においては、冬季における交通確保のための雪氷対策や維持修繕関係の工事が下半期に完成することが多いこと等から、上半期よりも下半期に費用がより多く計上される傾向にあります。他方、夏季の好天や長期休暇が多いこと等に伴い、料金収入は上半期のほうがより多い傾向にあります。

② 機構による債務引受け等について

当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところでありますが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受の方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。

なお、高速道路に係る道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の中間連結財務諸表ないし中間財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取扱いは機構が行うこととなります。

また、日本道路公団の民営化に伴い当社、機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が承継した日本道路公団の債務の一部について、当社と、機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱との間に、連帯債務関係が生じております(日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)(以下「民営化関係法施行法」といいます。))第16条)。

(2) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。かかる中間連結財務諸表の作成に際しては、中間連結会計期間末における資産、負債及び中間連結会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積りを行う必要があります。当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ、考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っておりますが、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

当社グループの中間連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの中間連結財務諸表においては重要であると考えております。

① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社グループの中間連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しております。

なお、上記「(1)財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について ②機構による債務引受け等について」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借り受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの中間連結財務諸表には計上されないこととなります。

② 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

高速道路事業に係る道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上は、高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)に基づき、仕掛道路資産を機構に引き渡した日に行っております。

また、受託事業等に係る工事のうち、進捗部分について成果の確実性が見込まれる工事契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約のうち、請負金額が50億円以上の長期工事(工期2年超)については工事進行基準を適用しております。

③ ETCマイレージサービス引当金

当社グループは、ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

④ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率等が含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

(3) 経営成績の分析

① 営業収益

当中間連結会計期間における営業収益は、合計で500,003百万円(前年同期比4.5%増)となりました。高速道路事業については、首都圏中央連絡自動車道の新規開通による交通量増加等により料金収入が437,055百万円(同3.3%増)、特措法第51条第2項及び第4項の規定に基づき、機構に帰属した道路資産の額が22,510百万円(同27.7%増)となったこと等により営業収益は463,194百万円(同4.3%増)となりました。受託事業については、国及び地方公共団体の委託に基づく工事が進捗したこと等により15,551百万円(同19.4%増)、道路休憩所事業については、商業施設の新設や、5月の大型連休期間中の日並び及び好天等の影響のため店舗売上高が増加したこと等により22,896百万円(同0.7%増)、その他については、外販事業等により1,028百万円(同49.0%増)となりました。

② 営業利益

当中間連結会計期間における営業費用は、合計で469,922百万円(前年同期比8.2%増)となりました。高速道路事業については、機構に帰属した道路資産の額の増加に伴い売上原価が増加したことに加え、協定に基づき機構に支払う道路資産賃借料が305,203百万円(同8.8%増)となったこと等により435,442百万円(同8.3%増)となり、受託事業については、国及び地方公共団体の委託に基づく工事が進捗したこと等により15,603百万円(同19.1%増)、道路休憩所事業については、減価償却費が増加した一方、販売促進費や一般管理費の減等により

20,433百万円(同1.9%減)、その他については、外販事業等により1,127百万円(同45.4%増)となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間における営業利益は合計で30,080百万円(同31.4%減)となりました。その内訳は、高速道路事業が営業利益27,752百万円(同34.1%減)、受託事業が営業損失52百万円(前年同期は営業損失76百万円)、道路休憩所事業が営業利益2,463百万円(前年同期比30.7%増)、その他が営業損失99百万円(前年同期は営業損失85百万円)であります。

③ 営業外損益

当中間連結会計期間の営業外収益は、持分法による投資利益563百万円、違約金収入511百万円等の計上により1,865百万円(前年同期比22.7%増)、営業外費用は控除対象外消費税22百万円等により67百万円(同6.8%減)となりました。

④ 経常利益

以上の結果、当中間連結会計期間の経常利益は31,878百万円(前年同期比29.6%減)となりました。

⑤ 特別損益

特別利益は厚生年金基金代行返上益28,129百万円等の計上により28,139百万円(前年同期比306,833.1%増、なお前年同期は9百万円)となりました。

特別損失は固定資産除却損79百万円等の計上により91百万円(同48.4%減)となりました。

⑥ 親会社株主に帰属する中間純利益

法人税等を控除した親会社株主に帰属する中間純利益は41,190百万円(前年同期比31.9%増)となりました。

(4) 資本の源泉及び資金の流動性についての分析

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「1 業績等の概要(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、料金の収受等の営業活動のほか、道路建設関係社債の発行及び金融機関等からの借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づき機構に支払う道路資産賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しております。

第3 【設備の状況】

当社の行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の中間連結財務諸表及び中間財務諸表において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が日本道路公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます(以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。)。借受道路資産は、オペレーティング・リースとして処理し、当社の資産としては計上されておりません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 主要な設備の状況

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設のうち、料金所設備及び営業用建物について次のとおり変更しております。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金 調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社 佐久料金所 他141箇所	長野県 佐久市他	高速道路 事業	料金所設備 (ETC)	15,144	762	自己資金	平成28年 4月	平成33年 3月
当社 松戸料金所 他46箇所	千葉県 松戸市他	高速道路 事業	料金所設備 (料金収受機械)	2,264	92	自己資金	平成28年 9月	平成33年 3月
当社 松戸料金所 他26箇所	千葉県 松戸市他	高速道路 事業	料金所設備 (トールゲート)	2,754	32	自己資金	平成28年 9月	平成33年 3月
当社 蓮田SA(上り線) 他4箇所	埼玉県 蓮田市他	道路休憩所 事業	営業用建物	5,368	148	自己資金	平成28年 10月	平成33年 3月
当社 技術センター (仮称)	埼玉県 さいたま 市岩槻区	高速道路 事業 全社(共通)	社屋等	3,137	90	自己資金	平成28年 9月	平成31年 3月

なお、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

2 【道路資産】

(1) 主要な道路資産の状況

当社グループは、当中間連結会計期間において、東北中央自動車道相馬尾花沢線等、総額127,658百万円の道路資産の新設、改築及び修繕等を行いました。

当中間連結会計期間において機構に帰属し借受道路資産となった仕掛道路資産は、総額22,510百万円であり、その内訳は下記のとおりであります。

路線・区間等		帰属時期 (注) 1	道路資産価額 (百万円) (注) 2
高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線	東根付加車線(改築)	平成29年6月	1,070
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線	八雲PA(新設)	平成29年8月	258
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等	東日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る高速道路利便増進事業に関する計画(スマートIC)(改築)	平成29年4月	2,649
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等	修繕	平成29年6月及び9月	18,056
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等	特定更新等工事	平成29年6月及び9月	475
合計		—	22,510

(注) 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産価額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 道路資産の建設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した当社グループの道路資産に係る重要な建設について、次のとおり変更しております。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注) 2	既支払額 (百万円) (注) 3	着手 (注) 4	完了 (注) 5
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線	63,852	24 [61,120]	平成5年12月	平成33年3月
高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線及び黒松内北見線	342,774	63,123 [213,604]	昭和63年12月	平成33年3月
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線及び八戸線	78,434	6,656 [33,236]	平成6年9月	平成35年3月
高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線、酒田線及びいわき新潟線	30,518	917 [25,591]	平成5年12月	平成31年3月
高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道	19,165	225 [19,337]	平成5年12月	平成33年3月
高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線	131,228	59,464 [1,070]	平成5年12月	平成31年3月
高速自動車国道関越自動車道新潟線及び上越線	605,473	86,385 [44,265]	昭和62年1月	平成35年3月
高速自動車国道常磐自動車道	349,760	50,824 [161,879]	平成5年12月	平成34年3月

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注) 2	既支払額 (百万円) (注) 3	着手 (注) 4	完了 (注) 5
高速自動車国道東関東自動車道千葉富津線及び水戸線	927,975	575,136 [68,153]	平成5年12月	平成37年3月
高速自動車国道北関東自動車道	237,007	1,241 [229,951]	平成10年1月	平成34年3月
高速自動車国道北陸自動車道	13,109	281 [9,377]	平成14年4月	平成30年3月
一般国道13号(米沢南陽道路)	694	237 [-]	平成27年4月	平成30年3月
一般国道14号及び16号(京葉道路)	24,587	5,751 [6,188]	平成7年3月	平成30年3月
一般国道47号(仙台北部道路)	6,097	19 [6,070]	平成21年9月	平成30年3月
一般国道126号(千葉東金道路)	19,209	255 [262]	平成12年7月	平成33年3月
一般国道127号(富津館山道路)	1,235	- [167]	平成14年9月	平成33年3月
一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路)	52,044	5,001 [40,489]	平成16年1月	平成32年3月
一般国道466号(第三京浜道路)	11,644	608 [-]	昭和62年12月	平成33年3月
一般国道16号及び468号(横浜横須賀道路)	285,109	24,528 [22,709]	平成3年12月	平成33年3月
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	225,247	9,835 [162,053]	昭和61年12月	平成35年3月
一般国道6号(仙台東部道路)	16,488	621 [3,015]	平成23年10月	平成33年3月
一般国道45号(三陸縦貫自動車道(仙塩道路))	2,670	95 [2,506]	平成26年4月	平成30年3月

- (注) 1. 協定に基づく高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しております。
2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には、仕掛道路資産に係る建設中利息及び一般管理費相当額が含まれております。
3. 当中間連結会計期末時点において既に機構に帰属した道路資産の額を[]で外書きしております。
4. 当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に日本道路公団が着手した時期を記載しているものがあります。
5. 道路資産の機構への帰属に際しては所定の手続を経る必要があり、当該手続を終了した道路資産は順次機構に帰属することとなるため、完了時期は機構帰属時期と必ずしも一致しません。
6. 所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。

上記のほか、当連結会計年度以降の5連結会計年度において高速道路の修繕に係る工事については557,834百万円、特定更新等工事については381,610百万円、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構からの無利子貸付けを受けて災害復旧を行う場合を除き、当連結会計年度以降最大で52,966百万円と見込んでおります。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	420,000,000
計	420,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成29年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年12月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	105,000,000	105,000,000	非上場	株主としての権利内容に何ら制限のない株式 単元株式数は、100株であります。
計	105,000,000	105,000,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年4月1日～ 平成29年9月30日	—	105,000,000	—	52,500	—	52,500

(6) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	(平成29年9月30日現在)
			発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	105,000,000	100.00
計	—	105,000,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(平成29年9月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 105,000,000	1,050,000	株主としての権利内容に何ら制限のない株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	105,000,000	—	—
総株主の議決権	—	1,050,000	—

② 【自己株式等】

(平成29年9月30日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて役員の変動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」(平成17年国土交通省令第65号)により作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 102,188	※2 144,776
高速道路事業営業未収入金	104,737	130,783
未収入金	12,098	5,910
有価証券	72,278	122,174
仕掛道路資産	834,399	939,477
その他のたな卸資産	3,830	7,034
その他	55,159	65,971
貸倒引当金	△12	△15
流動資産合計	1,184,679	1,416,112
固定資産		
有形固定資産		
機械及び装置（純額）	49,821	46,298
土地	87,126	87,111
その他（純額）	99,291	99,316
有形固定資産合計	※1 236,239	※1 232,726
無形固定資産	11,610	10,965
投資その他の資産		
投資その他の資産	48,537	38,234
貸倒引当金	△95	△99
投資その他の資産合計	48,441	38,134
固定資産合計	296,291	281,826
繰延資産	1,011	1,175
資産合計	※2 1,481,981	※2 1,699,113

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	166,191	113,250
1年内返済予定の長期借入金	0	0
未払金	37,594	28,107
未払法人税等	7,009	11,288
引当金	5,808	6,387
その他	22,915	33,038
流動負債合計	239,519	192,072
固定負債		
道路建設関係社債	※2 643,185	※2 879,871
道路建設関係長期借入金	266,818	282,151
長期借入金	4	3
ETCマイレージサービス引当金	9,401	10,205
その他の引当金	662	634
退職給付に係る負債	104,745	69,563
負ののれん	3,388	3,229
その他	12,720	12,851
固定負債合計	1,040,927	1,258,512
負債合計	1,280,447	1,450,585
純資産の部		
株主資本		
資本金	52,500	52,500
資本剰余金	58,793	58,793
利益剰余金	107,974	149,164
株主資本合計	219,267	260,458
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△1	△1
退職給付に係る調整累計額	△17,732	△11,927
その他の包括利益累計額合計	△17,733	△11,929
純資産合計	201,533	248,528
負債純資産合計	1,481,981	1,699,113

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月 30日)
営業収益	478,079	500,003
営業費用		
道路資産賃借料	280,507	305,203
高速道路等事業管理費及び売上原価	106,946	118,392
販売費及び一般管理費	※1 46,741	※1 46,326
営業費用合計	434,195	469,922
営業利益	43,883	30,080
営業外収益		
受取利息	21	41
土地物件貸付料	219	212
持分法による投資利益	636	563
違約金収入	—	511
その他	641	537
営業外収益合計	1,519	1,865
営業外費用		
支払利息	3	4
損害賠償金	4	17
控除対象外消費税	40	22
その他	23	22
営業外費用合計	72	67
経常利益	45,331	31,878
特別利益		
厚生年金基金代行返上益	—	28,129
その他	9	10
特別利益合計	9	28,139
特別損失		
固定資産売却損	※2 5	※2 10
固定資産除却損	※3 41	※3 79
減損損失	※4 131	—
その他	0	1
特別損失合計	178	91
税金等調整前中間純利益	45,162	59,926
法人税、住民税及び事業税	15,584	10,821
法人税等調整額	△1,634	7,915
法人税等合計	13,949	18,736
中間純利益	31,212	41,190
親会社株主に帰属する中間純利益	31,212	41,190

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 9 月30日)
中間純利益	31,212	41,190
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△49	△0
退職給付に係る調整額	5,958	5,796
持分法適用会社に対する持分相当額	3	8
その他の包括利益合計	5,912	5,804
中間包括利益	37,124	46,994
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	37,124	46,994
非支配株主に係る中間包括利益	—	—

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額			純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	52,500	58,793	83,742	195,036	0	△26,244	△26,244	168,792
当中間期変動額								
親会社株主に帰属する 中間純利益			31,212	31,212				31,212
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)					△54	5,966	5,912	5,912
当中間期変動額合計	—	—	31,212	31,212	△54	5,966	5,912	37,124
当中間期末残高	52,500	58,793	114,955	226,249	△53	△20,278	△20,332	205,916

当中間連結会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額			純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	52,500	58,793	107,974	219,267	△1	△17,732	△17,733	201,533
当中間期変動額								
親会社株主に帰属する 中間純利益			41,190	41,190				41,190
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)					0	5,804	5,804	5,804
当中間期変動額合計	—	—	41,190	41,190	0	5,804	5,804	46,994
当中間期末残高	52,500	58,793	149,164	260,458	△1	△11,927	△11,929	248,528

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月 30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	45,162	59,926
減価償却費	12,008	12,189
減損損失	131	—
持分法による投資損益 (△は益)	△636	△563
賞与引当金の増減額 (△は減少)	724	578
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△1	6
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	1,957	△27,149
受取利息及び受取配当金	△31	△49
支払利息	831	722
固定資産売却損益 (△は益)	△3	△0
固定資産除却損	517	108
売上債権の増減額 (△は増加)	22,728	△19,901
たな卸資産の増減額 (△は増加)	※2 △117,264	※2 △108,281
仕入債務の増減額 (△は減少)	△132,189	△59,474
未払又は未収消費税等の増減額	13,275	826
仮払消費税等の増減額 (△は増加)	△6,836	△5,874
その他	2,666	4,476
小計	△156,958	△142,459
利息及び配当金の受取額	42	159
利息の支払額	△889	△773
法人税等の還付額	295	34
法人税等の支払額	△4,777	△5,945
営業活動によるキャッシュ・フロー	△162,287	△148,985
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△12,888	△9,535
固定資産の売却による収入	63	31
有価証券の取得による支出	—	△91,986
有価証券の売却による収入	—	62,100
投資有価証券の売却による収入	0	—
定期預金の預入による支出	—	△100,000
定期預金の払戻による収入	1,809	87,000
関係会社株式の取得による支出	—	△96
営業譲受による支出	△70	—
その他	△101	120
投資活動によるキャッシュ・フロー	△11,188	△52,367
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	45,866	15,333
長期借入金の返済による支出	△2	△0
道路建設関係社債発行による収入	224,667	236,355
道路建設関係社債償還による支出	※2 △35,000	—
その他	△669	△749
財務活動によるキャッシュ・フロー	234,860	250,938
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	△0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	61,384	49,584
現金及び現金同等物の期首残高	145,034	127,178
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 206,418	※1 176,762

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 24社

連結子会社の名称

(株)ネクスコ・トール東北

(株)ネクスコ・トール関東

(株)ネクスコ・トール北関東

(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道

(株)ネクスコ・エンジニアリング東北

(株)ネクスコ東日本エンジニアリング

(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟

(株)ネクスコ・メンテナンス北海道

(株)ネクスコ・メンテナンス東北

(株)ネクスコ・メンテナンス関東

(株)ネクスコ・メンテナンス新潟

(株)ネクスコ・パトロール東北

(株)ネクスコ・パトロール関東

(株)ネクスコ・サポート北海道

(株)ネクスコ・サポート新潟

(株)ネクスコ東日本トラスティ

(株)関東エアークリーン

ネクセリア東日本(株)

(株)ネクスコ東日本リテイ尔

(株)ネクスコ東日本ロジテム

(株)ネクスコ東日本エアサポート

(株)ネクセリア・シティフード

(株)スノーフーズ

(株)ネクスコ東日本イノベーション&コミュニケーションズ

前連結会計年度において、連結子会社であった(株)ホームワークス及び(株)一平については、他の連結子会社との合併により消滅したため、連結子会社数から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

すべての関連会社に持分法を適用しております。

持分法適用の関連会社数 7社

会社等の名称

東京湾横断道路(株)

(株)NEXCOシステムズ

(株)高速道路総合技術研究所

ハイウェイ・トール・システム(株)

(株)NEXCO保険サービス

東北高速道路ターミナル(株)

日本高速道路インターナショナル(株)

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、9月30日であり、中間連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

②たな卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

商品・原材料・貯蔵品等

最終仕入原価法等による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7年～50年

構築物 10年～60年

機械及び装置 5年～17年

なお、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。

④ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

⑤カードポイントサービス引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当中間連結会計期間末における将来の使用見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(追加情報)

当社が加入する建設関係法人厚生年金基金は、平成29年5月1日付で厚生労働大臣から厚生年金基金の代行部分の過去分返上の認可を受けました。これに伴い、当社は「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）第46項を適用し、当中間連結会計期間において、厚生年金基金代行返上益を特別利益として28,129百万円計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

高速道路事業に係る道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っております。

また、受託事業等に係る工事のうち、進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約のうち、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を適用しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

また、外貨建有価証券(その他有価証券)は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利通貨スワップについて一体処理(特例処理、振当処理)の要件を満たしている場合は一体処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、通貨スワップ及び為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利通貨スワップ、金利スワップ、通貨スワップ、為替予約

ヘッジ対象：外貨建借入金、借入金、外貨建社債、外貨建金銭債務

③ヘッジ方針

当社及び一部の連結子会社は内規に基づき、金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

一体処理を採用している金利通貨スワップ取引、特例処理を採用している金利スワップ取引及び振当処理を採用している通貨スワップ取引及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。

(8) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

②繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

(表示方法の変更)

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「負ののれん償却額」は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当中間連結会計期間より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、「営業外収益」に表示していた「負ののれん償却額」159百万円は、「その他」641百万円として組み替えております。

前中間連結会計期間において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「損害賠償金」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた28百万円は、「損害賠償金」4百万円、「その他」23百万円として組み替えております。

前中間連結会計期間において、独立掲記しておりました「特別利益」の「固定資産売却益」は、特別利益の総額の100分の10以下となったため、当中間連結会計期間より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、「特別利益」に表示していた「固定資産売却益」9百万円は、「その他」9百万円として組み替えております。

前中間連結会計期間において、「特別損失」の「その他」に含めていた「固定資産売却損」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、「特別損失」の「その他」に表示していた5百万円は、「固定資産売却損」5百万円、「その他」0百万円として組み替えております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「定期預金の払戻による収入」は、重要性が増したため、当中間連結会計期間より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた1,707百万円は、「定期預金の払戻による収入」1,809百万円、「その他」△101百万円として組み替えております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	156,824百万円	166,549百万円

※2 担保資産及び担保付債務

前連結会計年度(平成29年3月31日)

- (1) 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債643,185百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債415,000百万円(額面)の担保に供しております。
- (2) 当社の連結子会社である㈱ネクスコ東日本リテイルは、宝くじ販売等受託業務に関して、定期預金2百万円を担保に供しております。

当中間連結会計期間(平成29年9月30日)

- (1) 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債879,871百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債375,000百万円(額面)の担保に供しております。
- (2) 当社の連結子会社である㈱ネクスコ東日本リテイルは、宝くじ販売等受託業務に関して、定期預金2百万円を担保に供しております。

3 偶発債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおりとなっております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

前連結会計年度 (平成29年3月31日)		当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)	
(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	661,000百万円	(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	511,000百万円
中日本高速道路(株)	7百万円	中日本高速道路(株)	7百万円
西日本高速道路(株)	10百万円	西日本高速道路(株)	9百万円
合計	661,018百万円	合計	511,017百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

前連結会計年度 (平成29年3月31日)		当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)	
(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	540,000百万円	(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	500,000百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費の主要項目は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
利用促進費	15,940百万円	16,334百万円
退職給付費用	1,431百万円	1,145百万円
引当金繰入額	11,665百万円	11,493百万円
給与手当	5,661百万円	5,600百万円

※2 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
土地等	5百万円	10百万円
合計	5百万円	10百万円

※3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
建物	12百万円	53百万円
その他	14百万円	7百万円
撤去費用	14百万円	19百万円
合計	41百万円	79百万円

※4 減損損失

前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

当社グループは、主に事業上の区分を考慮して資産グループを決定しております。

下記の資産については、廃止または売却の意思決定を行ったことを踏まえ、各資産について帳簿価額全額を減額し、当該減少額を減損損失(131百万円)として計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
越谷市 他	社宅	土地	54
市川市	休憩施設用地	土地	76

当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

該当事項はありません。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)
普通株式	105,000	—	—	105,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)
普通株式	105,000	—	—	105,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
現金及び預金勘定	71,128百万円	144,776百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△1,010百万円	△53,010百万円
預入日から3か月以内に満期の到来 する譲渡性預金及びコマーシャル・ ペーパー(有価証券)	136,299百万円	84,996百万円
現金及び現金同等物	206,418百万円	176,762百万円

※2 前中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

財務活動によるキャッシュ・フローのうち、道路建設関係社債償還による支出△35,000百万円は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額△35,000百万円であります。

以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フローのうち、たな卸資産の増減額△117,264百万円には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項から第4項までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額17,622百万円が含まれております。

当中間連結会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フローのうち、たな卸資産の増減額△108,281百万円には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項から第4項までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額22,510百万円が含まれております。

(リース取引関係)

1 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(1) 道路資産の未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
1年内	493,378	532,837
1年超	20,422,627	20,092,839
合計	20,916,006	20,625,676

(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入－加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額－実績料金収入)が減算されることとなっております。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
1年内	973	919
1年超	1,543	1,252
合計	2,516	2,171

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次の表には含めておりません((注2)を参照ください。)

前連結会計年度(平成29年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	102,188	102,188	—
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*1)	104,737 △12		
	104,724	104,724	—
(3) 未収入金	12,098	12,098	—
(4) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	72,369	72,371	2
②その他有価証券	283	283	—
資産計	291,663	291,666	2
(1) 高速道路事業営業未払金	166,191	166,191	—
(2) 未払金	37,594	37,594	—
(3) 道路建設関係社債	643,185	625,858	△17,327
(4) 道路建設関係長期借入金	266,818	266,015	△802
負債計	1,113,789	1,095,659	△18,130

(*1) 高速道路事業営業未収入金に対応する、一般貸倒引当金を控除しております。

当中間連結会計期間(平成29年9月30日)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	144,776	144,776	—
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*1)	130,783 △15		
	130,767	130,767	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	122,264	122,267	2
②その他有価証券	285	285	—
資産計	398,094	398,096	2
(1) 高速道路事業営業未払金	113,250	113,250	—
(2) 未払金	28,107	28,107	—
(3) 未払法人税等	11,288	11,288	—
(4) 道路建設関係社債	879,871	880,096	224
(5) 道路建設関係長期借入金	282,151	281,616	△535
負債計	1,314,669	1,314,359	△310

(*1) 高速道路事業営業未収入金に対応する、一般貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

前連結会計年度(平成29年3月31日)

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 高速道路事業営業未収入金並びに(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の相場によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、譲渡性預金等については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 高速道路事業営業未払金並びに(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 道路建設関係社債

社債の時価は市場価格によっております。

- (4) 道路建設関係長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。また、固定金利によるものは元利金の合計を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引き算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利通貨スワップの一体処理によるもの、金利スワップの特例処理によるもの及び通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係社債及び道路建設関係長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係社債及び道路建設関係長期借入金の時価に含めて記載しております。

当中間連結会計期間(平成29年9月30日)

資 産

- (1) 現金及び預金並びに(2) 高速道路事業営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の相場によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、譲渡性預金等については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 高速道路事業営業未払金、(2) 未払金並びに(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 道路建設関係社債

社債の時価は市場価格によっております。

- (5) 道路建設関係長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。また、固定金利によるものは元利金の合計を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引き算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利通貨スワップの一体処理によるもの、金利スワップの特例処理によるもの及び通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係社債及び道路建設関係長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係社債及び道路建設関係長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
非上場株式	26,497	27,047

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成29年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの			
国債・地方債等	369	373	3
社債	—	—	—
その他	—	—	—
小計	369	373	3
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	71,999	71,998	△0
小計	71,999	71,998	△0
合計	72,369	72,371	2

当中間連結会計期間(平成29年9月30日)

区分	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えるもの			
国債・地方債等	269	272	3
社債	—	—	—
その他	—	—	—
小計	269	272	3
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えないもの			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	121,995	121,994	△0
小計	121,995	121,994	△0
合計	122,264	122,267	2

2 その他有価証券

前連結会計年度(平成29年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	21	11	10
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	109	99	9
その他	116	100	16
その他	—	—	—
小計	247	211	35
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	36	49	△13
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	—	—	—
小計	36	49	△13
合計	283	261	21

当中間連結会計期間(平成29年9月30日)

区分	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	22	11	11
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	109	99	9
その他	118	100	17
その他	—	—	—
小計	250	211	38
中間連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	34	49	△15
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	—	—	—
小計	34	49	△15
合計	285	261	23

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前連結会計年度(平成29年3月31日)

(1) 金利通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約金額等 (百万円)	契約金額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利通貨スワップの 一体処理 (特例処理・振当処理)	金利の変換を含む通貨ス ワップ取引 米ドル受取・円支払、金 利スワップ部分は変動受 取・固定支払	道路建設関係 長期借入金	31,257	31,257	(注)
金利通貨スワップの一 体処理 (特例処理・振当処理)	金利の変換を含む通貨ス ワップ取引 米ドル受取・円支払、金 利スワップ部分は変動受 取・固定支払	道路建設関係 社債	17,903	17,903	(注)

(注)金利通貨スワップの一体処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係長期借入金又は道路関係社債と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係長期借入金又は当該道路関係社債の時価に含めて記載しております。

(2) 金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約金額等 (百万円)	契約金額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	道路建設関係 長期借入金	10,000	10,000	(注)

(注)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係長期借入金の時価に含めて記載しております。

(3) 通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約金額等 (百万円)	契約金額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
通貨スワップの 振当処理	通貨スワップ取引 米ドル受取・円支払	道路建設関係 社債	50,281	50,281	(注)

(注)通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係社債と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係社債の時価に含めて記載しております。

当中間連結会計期間(平成29年9月30日)

(1) 金利通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約金額等 (百万円)	契約金額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利通貨スワップの 一体処理 (特例処理・振当処理)	金利の変換を含む通貨ス ワップ取引 米ドル受取・円支払、金 利スワップ部分は変動受 取・固定支払	道路建設関係 長期借入金	31,257	31,257	(注)
金利通貨スワップの 一体処理 (特例処理・振当処理)	金利の変換を含む通貨ス ワップ取引 米ドル受取・円支払、金 利スワップ部分は変動受 取・固定支払	道路建設関係 社債	17,903	17,903	(注)

(注)金利通貨スワップの一体処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係長期借入金及び道路建設関係社債と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係長期借入金及び道路建設関係社債の時価に含めて記載しております。

(2) 金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約金額等 (百万円)	契約金額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	道路建設関係 長期借入金	10,000	10,000	(注)

(注)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係長期借入金の時価に含めて記載しております。

(3) 通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約金額等 (百万円)	契約金額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
通貨スワップの 振当処理	通貨スワップ取引 米ドル受取・円支払	道路建設関係 社債	56,967	56,967	(注)

(注)通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係社債と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係社債の時価に含めて記載しております。

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、賃貸収入を得ることを目的として、東京都その他の地域において、賃貸用商業施設(土地を含む)等を有しております。なお、これらの一部については、サービスの提供及び経営管理として当社及び一部の連結子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としているものであります。

前連結会計年度(平成29年3月31日)

賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(百万円)			当連結会計年度末の時価 (百万円)
	期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産	4,103	△40	4,062	4,062
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	86,648	261	86,909	85,510

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度の主な増加は、都筑PA(上り)における事業用資産から賃貸等不動産への振替(494百万円)によるものであります。

(注3) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)であります。

当中間連結会計期間(平成29年9月30日)

賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び中間連結決算日における時価に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められないため、賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び当中間連結会計期間における主な変動並びに中間連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は、省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会等が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは「高速道路」、「受託」及び「道路休憩所」を報告セグメントとしております。なお、報告セグメントに含まれない事業は「その他」の区分に集約しております。

各報告セグメント及び「その他」の区分の主な事業内容は以下のとおりであります。

事業区分	主要内容
高速道路	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
受託	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等
道路休憩所	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他	駐車場事業、トラックターミナル事業等

2 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は一般の取引条件と同様に決定しております。

3 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

	報告セグメント				その他 (百万円) (注)1	合計	調整額 (百万円) (注)2	中間連結財務 諸表計上額 (百万円) (注)3
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)				
営業収益								
(1) 外部顧客への営業収益	441,743	13,024	22,698	477,466	613	478,079	—	478,079
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	2,225	—	32	2,257	76	2,334	△2,334	—
計	443,968	13,024	22,730	479,723	690	480,413	△2,334	478,079
セグメント利益又は損失(△)	42,153	△76	1,884	43,961	△85	43,875	8	43,883
セグメント資産	991,744	12,902	127,451	1,132,099	4,562	1,136,661	239,235	1,375,896
その他の項目								
減価償却費	8,930	—	1,678	10,609	94	10,703	1,304	12,008
持分法適用会社への投資額	24,182	—	—	24,182	796	24,978	—	24,978
有形固定資産及び無形固定資産の 増加額	7,345	—	845	8,190	16	8,206	2,133	10,340

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、駐車場事業及びトラックターミナル事業等を含んでおります。

2. (1)セグメント利益の調整額8百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2)セグメント資産の調整額239,235百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産259,444百万円及びセグメント間消去△20,208百万円が含まれております。

(3)減価償却費の調整額1,304百万円は、全社資産の減価償却費であります。

(4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額2,133百万円は、全社資産の増加額であります。

3. セグメント利益は中間連結損益計算書の営業利益と、セグメント資産は中間連結貸借対照表の資産合計とそれぞれ調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

	報告セグメント				その他 (百万円) (注) 1	合計	調整額 (百万円) (注) 2	中間連結財務 諸表計上額 (百万円) (注) 3
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)				
営業収益								
(1) 外部顧客への営業収益	460,958	15,551	22,599	499,109	894	500,003	—	500,003
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	2,236	—	297	2,533	134	2,667	△2,667	—
計	463,194	15,551	22,896	501,642	1,028	502,671	△2,667	500,003
セグメント利益又は損失(△)	27,752	△52	2,463	30,163	△99	30,063	16	30,080
セグメント資産	1,236,711	16,268	128,008	1,380,989	5,108	1,386,097	313,016	1,699,113
その他の項目								
減価償却費	9,027	—	1,752	10,780	90	10,871	1,318	12,189
持分法適用会社への投資額	25,529	—	—	25,529	879	26,408	—	26,408
有形固定資産及び無形固定資産の 増加額	5,165	—	1,513	6,679	122	6,801	1,353	8,154

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、駐車場事業及びトラックターミナル事業等を含んでおります。

2. (1)セグメント利益の調整額16百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2)セグメント資産の調整額313,016百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産334,495百万円及びセグメント間消去△21,478百万円が含まれております。

(3)減価償却費の調整額1,318百万円は、全社資産の減価償却費であります。

(4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,353百万円は、全社資産の増加額であります。

3. セグメント利益は中間連結損益計算書の営業利益と、セグメント資産は中間連結貸借対照表の資産合計とそれぞれ調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益(百万円)	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構	17,622	高速道路

当中間連結会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益(百万円)	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構	22,510	高速道路

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

	報告セグメント				その他 (百万円)	全社・消去 (百万円) (注)	合計 (百万円)
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
減損損失	—	—	76	76	—	54	131

(注) 主に報告セグメントに帰属しない社宅であります。

当中間連結会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

	報告セグメント				その他 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
(のれん)							
当中間期償却額	25	—	—	25	—	—	25
当中間期末残高	—	—	—	—	—	—	—
(負ののれん)							
当中間期償却額	129	—	29	159	—	—	159
当中間期末残高	2,816	—	731	3,547	—	—	3,547

当中間連結会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

	報告セグメント				その他 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
(のれん)							
当中間期償却額	—	—	—	—	—	—	—
当中間期末残高	—	—	—	—	—	—	—
(負ののれん)							
当中間期償却額	129	—	29	159	—	—	159
当中間期末残高	2,556	—	672	3,229	—	—	3,229

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに 1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
(1) 1 株当たり純資産額	1,919.37円	2,366.93円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	201,533	248,528
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(百万円)	201,533	248,528
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数(千株)	105,000	105,000

項目	前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
(2) 1 株当たり中間純利益金額	297.26円	392.28円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益金額(百万円)	31,212	41,190
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益金額(百万円)	31,212	41,190
普通株式の期中平均株式数(千株)	105,000	105,000

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年 3月31日)	当中間会計期間 (平成29年 9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	96,868	139,302
高速道路事業営業未収入金	104,741	130,787
未収入金	11,421	4,980
リース投資資産	453	416
有価証券	71,999	121,995
仕掛道路資産	836,836	941,984
商品	0	—
原材料	661	624
貯蔵品	744	662
その他	※3 54,099	※3 64,681
貸倒引当金	△12	△15
流動資産合計	1,177,813	1,405,419
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産	95,020	91,314
無形固定資産	4,263	3,822
高速道路事業固定資産合計	99,283	95,136
関連事業固定資産		
有形固定資産		
土地	72,837	72,840
その他（純額）	29,420	29,107
有形固定資産合計	102,258	101,948
無形固定資産	50	47
関連事業固定資産合計	102,308	101,995
各事業共用固定資産		
有形固定資産	19,852	20,056
無形固定資産	5,969	5,794
各事業共用固定資産合計	25,821	25,851
その他の固定資産		
有形固定資産	107	105
その他の固定資産合計	107	105
投資その他の資産		
投資その他の資産	28,325	19,648
貸倒引当金	△95	△99
投資その他の資産合計	28,229	19,548
固定資産合計	255,751	242,637
繰延資産	1,011	1,175
資産合計	※1 1,434,575	※1 1,649,232

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年 3月31日)	当中間会計期間 (平成29年 9月30日)
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	192,449	126,769
1年以内返済予定長期借入金	0	0
リース債務	367	472
未払金	23,006	※4 18,456
未払法人税等	5,226	10,289
賞与引当金	2,521	2,606
その他	37,452	45,079
流動負債合計	261,024	203,674
固定負債		
道路建設関係社債	※1 643,185	※1 879,871
道路建設関係長期借入金	266,818	282,151
その他の長期借入金	4	3
リース債務	512	670
退職給付引当金	73,954	46,262
その他の引当金	9,931	10,743
資産除去債務	117	118
その他	5,409	5,745
固定負債合計	999,932	1,225,567
負債合計	1,260,957	1,429,241
純資産の部		
株主資本		
資本金	52,500	52,500
資本剰余金		
資本準備金	52,500	52,500
その他資本剰余金	6,293	6,293
資本剰余金合計	58,793	58,793
利益剰余金		
その他利益剰余金		
跨道橋耐震対策積立金	-	9,000
別途積立金	25,656	27,158
繰越利益剰余金	36,666	72,538
利益剰余金合計	62,323	108,696
株主資本合計	173,616	219,990
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1	0
評価・換算差額等合計	1	0
純資産合計	173,618	219,991
負債・純資産合計	1,434,575	1,649,232

② 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月 30日)
高速道路事業営業損益		
営業収益	440,728	459,823
営業費用	397,798	431,047
高速道路事業営業利益	42,929	28,775
関連事業営業損益		
営業収益		
受託業務収入	13,024	15,551
休憩所等事業収入	5,645	5,801
その他の事業収入	623	573
営業収益合計	19,293	21,926
営業費用		
受託業務費用	13,101	15,603
休憩所等事業費	4,397	4,342
その他の事業費用	714	715
営業費用合計	18,212	20,661
関連事業営業利益	1,080	1,265
全事業営業利益	44,009	30,040
営業外収益	※1 3,571	※1 6,850
営業外費用	※2 53	※2 40
経常利益	47,528	36,850
特別利益	—	※3 28,129
特別損失	※4 156	※4 47
税引前中間純利益	47,372	64,932
法人税、住民税及び事業税	14,820	9,880
法人税等調整額	△1	8,678
法人税等合計	14,818	18,558
中間純利益	32,553	46,373

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	52,500	52,500	6,293	58,793
当中間期変動額				
別途積立金の積立				
中間純利益				
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)				
当中間期変動額合計	—	—	—	—
当中間期末残高	52,500	52,500	6,293	58,793

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金			株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金		利益剰余金合計				
	別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	15,038	26,696	41,735	153,028	△3	△3	153,025
当中間期変動額							
別途積立金の積立	10,617	△10,617	—	—			—
中間純利益		32,553	32,553	32,553			32,553
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)					△37	△37	△37
当中間期変動額合計	10,617	21,935	32,553	32,553	△37	△37	32,515
当中間期末残高	25,656	48,631	74,288	185,581	△40	△40	185,540

当中間会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	52,500	52,500	6,293	58,793
当中間期変動額				
跨道橋耐震対策積立金の積立				
別途積立金の積立				
中間純利益				
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)				
当中間期変動額合計	—	—	—	—
当中間期末残高	52,500	52,500	6,293	58,793

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計	
	利益剰余金				株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金		評価・換算 差額等合計
	その他利益剰余金			利益剰余金合計				
	跨道橋耐震対策積立金	別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	—	25,656	36,666	62,323	173,616	1	1	173,618
当中間期変動額								
跨道橋耐震対策積立金の積立	9,000		△9,000					
別途積立金の積立		1,501	△1,501					
中間純利益			46,373	46,373	46,373			46,373
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)						△1	△1	△1
当中間期変動額合計	9,000	1,501	35,872	46,373	46,373	△1	△1	46,372
当中間期末残高	9,000	27,158	72,538	108,696	219,990	0	0	219,991

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

②満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)によっております。

③その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産

①仕掛道路資産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

②原材料・貯蔵品

最終仕入原価法等による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7～50年
構築物	10～60年
機械及び装置	5～17年

なお、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の上事業年度から費用処理しております。

（追加情報）

当社が加入する建設関係法人厚生年金基金は、平成29年5月1日付で厚生労働大臣から厚生年金基金の代行部分の過去分返上の認可を受けました。これに伴い、当社は「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）第46項を適用し、当中間会計期間において、厚生年金基金代行返上益を特別利益として28,129百万円計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

(5) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

(6) カードポイントサービス引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当中間会計期間末における将来の使用見込額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

高速道路事業に係る道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っております。

また、受託事業に係る工事のうち、進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約のうち、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を適用しております。

5 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。また、外貨建有価証券（その他有価証券）は、決算日の直物為替相場による円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理しております。

6 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利通貨スワップについて一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている場合は一体処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、通貨スワップについて振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利通貨スワップ、金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象：外貨建借入金、借入金、外貨建社債

(3) ヘッジ方針

当社の内規に基づき、金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

一体処理を採用している金利通貨スワップ取引、特例処理を採用している金利スワップ取引及び振当処理を採用している通貨スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

7 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

(中間貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

前事業年度 (平成29年 3月31日)

高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債643,185百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債415,000百万円(額面)の担保に供しております。

当中間会計期間 (平成29年 9月30日)

高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債879,871百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債375,000百万円(額面)の担保に供しております。

2 偶発債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおりとなっております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

前事業年度 (平成29年 3月31日)		当中間会計期間 (平成29年 9月30日)	
(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	661,000百万円	(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	511,000百万円
中日本高速道路(株)	7百万円	中日本高速道路(株)	7百万円
西日本高速道路(株)	10百万円	西日本高速道路(株)	9百万円
合計	661,018百万円	合計	511,017百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

前事業年度 (平成29年 3月31日)		当中間会計期間 (平成29年 9月30日)	
(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	540,000百万円	(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	500,000百万円

※3 貸出コミットメント契約

当社は子会社との間でCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）契約を締結し、CMSによる貸付限度額を設定しております。これら契約に係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
貸出コミットメントの総額	10,315百万円	11,450百万円
貸出実行残高	2,562百万円	3,047百万円
差引額	7,752百万円	8,402百万円

※4 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払金」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 営業外収益の主要項目は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
受取利息	14百万円	20百万円
受取配当金	3,083百万円	5,911百万円

※2 営業外費用の主要項目は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
支払利息	1百万円	0百万円
損害賠償金	3百万円	16百万円
控除対象外消費税	40百万円	22百万円

※3 特別利益の主要項目は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
厚生年金基金代行返上益	一百万円	28,129百万円

※4 特別損失の主要項目は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
固定資産除却損	21百万円	45百万円
減損損失	131百万円	一百万円

5 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
有形固定資産	9,059百万円	8,981百万円
無形固定資産	1,455百万円	1,510百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成29年3月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
子会社株式	3,976	3,976
関連会社株式	11,468	11,565
計	15,445	15,542

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | |
|--|--|--|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類 | (事業年度 自 平成28年4月1日
第12期) 至 平成29年3月31日) | 平成29年6月27日
関東財務局長に提出 |
| (2) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び
第19号(提出会社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャ
ッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基
づく臨時報告書 | | 平成29年6月12日
関東財務局長に提出 |
| (3) 発行登録追補書類(普通社債)及びその添付書類 | | 平成29年4月19日
平成29年7月14日
平成29年11月17日
関東財務局長に提出 |
| (4) 訂正発行登録書(普通社債) | | 平成29年6月12日
平成29年8月9日
関東財務局長に提出 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した下表に記載する社債(いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)(以下これらを総称して「当社債」といいます。)には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。)第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路(注1)に係る道路資産(注2)が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)(以下「特措法」といいます。)第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時(注3)において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債に係る債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重疊的に債務引受けされることとなるため、機構に係る情報の開示を行うものであります。

なお、第21回ないし第28回社債は、機構により重疊的に債務引受けされております。

また、債務引受けの詳細については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について ②機構による債務引受け等について」を併せてご参照ください。

- (注) 1. 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
2. 道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路をいいます。)を構成する敷地又は支壁その他の物件(料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くもの)とします。)をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は、特措法第51条第2項に定める機構に帰属する日前においても、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社が行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

<対象となる社債>

(半期報告書提出日現在)

銘柄	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
東日本高速道路株式会社第21回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)(注1)	平成25年6月4日	25,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第22回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)(注1)	平成25年7月30日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第23回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)(注2)	平成25年9月20日	20,000	非上場・非登録

銘柄	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
東日本高速道路株式会社第24回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)(注3)	平成25年12月4日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第25回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)(注4)	平成26年3月11日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第26回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)(注4)	平成26年5月19日	35,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第27回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)(注5)	平成26年7月29日	35,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第28回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)(注6)	平成26年11月18日	40,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第29回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成27年2月3日	35,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第30回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成27年5月21日	50,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第31回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成27年7月30日	40,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第32回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成27年9月17日	40,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第33回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成27年11月19日	50,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第1回米ドル建て社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成27年12月10日	30,887 (2.5億米ドル)	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第34回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年1月28日	40,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第35回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年3月17日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第2回米ドル建て社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年4月27日	25,109 (2.3億米ドル)	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第36回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年5月27日	70,000	非上場・非登録

銘柄	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
東日本高速道路株式会社第37回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年7月28日	80,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第38回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年9月26日	50,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第3回米ドル建て社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年11月2日	12,189 (1.17億米ドル)	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第39回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年11月29日	50,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第40回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成29年1月31日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第1回地域連携型社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付及び分割制限付少人数私募)	平成29年3月29日	10,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第41回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成29年4月28日	70,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第42回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成29年4月28日	50,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第2回地域連携型社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付及び分割制限付少人数私募)	平成29年5月11日	10,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第43回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成29年7月28日	50,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第44回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成29年7月28日	40,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第3回地域連携型社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付及び分割制限付少人数私募)	平成29年7月28日	10,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第4回米ドル建て社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成29年8月30日	6,686 (0.61億米ドル)	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第45回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成29年11月30日	60,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第46回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成29年11月30日	40,000	非上場・非登録

- (注) 1. 平成27年3月31日付で、機構により重畳的に債務引受けされております。
2. 平成27年6月30日付で、機構により重畳的に債務引受けされております。
3. 平成27年12月28日付で、機構により重畳的に債務引受けされております。
4. 平成28年3月31日付で、機構により重畳的に債務引受けされております。
5. 平成28年9月30日付で、機構により重畳的に債務引受けされております。
6. 平成29年3月31日付で、機構により重畳的に債務引受けされております。

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱(以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。)に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成29年9月30日現在の機構の概要は下記のとおりであります。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地
神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号
子会社及び関連会社はありません。
- ④ 役員
機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成29年3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、現任の理事長の任期は、平成29年10月1日以降、現中期目標の期間の末日(平成30年3月31日)まで、理事の任期は2年、現任の監事の任期は平成29年度の財務諸表承認日までであります。
- ⑤ 資本金及び資本構成

平成29年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国及び関係地方公共団体が出資しております。

I 資本金	5,612,436百万円
政府出資金	4,089,294百万円
地方公共団体出資金	1,523,142百万円
II 資本剰余金	842,131百万円
資本剰余金	127百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法 第15条による積立金	850,932百万円
損益外除売却差額相当額	△49百万円
損益外減価償却累計額	△6,817百万円
損益外減損損失累計額	△2,061百万円
III 利益剰余金	5,085,747百万円
純資産合計	11,540,316百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(以下「通則法」といいます。)、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります(通則法第38条)。また、その監査については、機構の監事(通則法第19条第4項)及び会計監査人(通則法第39条)により実施されるもののほか、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されません。

⑥ 事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
- (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
 - (ii) 承継債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
 - (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
 - (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
 - (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (vi) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路のうち当該高速道路と道路(高速道路を除きます。)とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (vii) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (viii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
 - (ix) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、特措法及び災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
 - (x) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
 - (xi) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
 - (xii) (xi)の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務

(c) 事業に係る関係法令

機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。

- (i) 機構法
- (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令(平成17年政令第202号)
- (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令(平成17年国土交通省令第64号)
- (iv) 通則法
- (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)
- (vi) 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより平成77年9月30日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められておりましたが、平成27年7月に国土交通省が、機構及び高速道路会社が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検結果」をとりまとめております。

第3 【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年12月21日

東日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 打 越 隆 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋 山 修 一 郎 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 陽 子 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、東日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年12月21日

東日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 打 越 隆 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋 山 修 一 郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 陽 子 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第13期事業年度の中間会計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東日本高速道路株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。